

# 告 示

## 埼玉県告示第三百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十八年三月十一日に県営土地改良事業江ヶ崎・実ヶ谷地区（区画整理事業）の換地処分をした。

平成二十八年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司